

それいゆ

いなぎの女性情報誌

内容

- ファミリー・サポート事業紹介
- いなぎの女^{ひと}
- ストップ・ザ・ドメスティック・バイオレンス
- おすすめ図書のご紹介 など



写真：1のまちいなぎ市民祭より

vol. 14
2002

稲城市ファミリー サポート・センター

残業で、保育園の迎えが間に合わない……
親の病気や急用で子どもを預けたい……
子どもが好きなので、地域の子どもと触れ合う活動がしたい……
地域の子育て中のお母さんの手助けになれば……
そんなあなたの気持ちにこたえてくれるのが
ファミリー・サポート・センターです。

ファミリー・サポート・センター事業って？

子育ての援助を受けたい方(利用会員)と、子育て援助を行いたい方(活動会員)がそれぞれ会員となり、地域の中で子育て支援するたすけあい活動(有償での子育て支援)です。

会員として登録し、援助が必要になったらセンターに電話で申込みます。センターより活動会員が紹介されたら双方の会員同士で事前打合わせをし、利用となります。

厚生労働省・東京都の補助事業として、稲城市から委託を受け、稲城市社会福祉協議会が運営しています。平成13年4月からスタートし、会員登録数175名(平成14年3月現在)で利用件数は、月100件程度。活動時間も月200時間を越える利用があります。

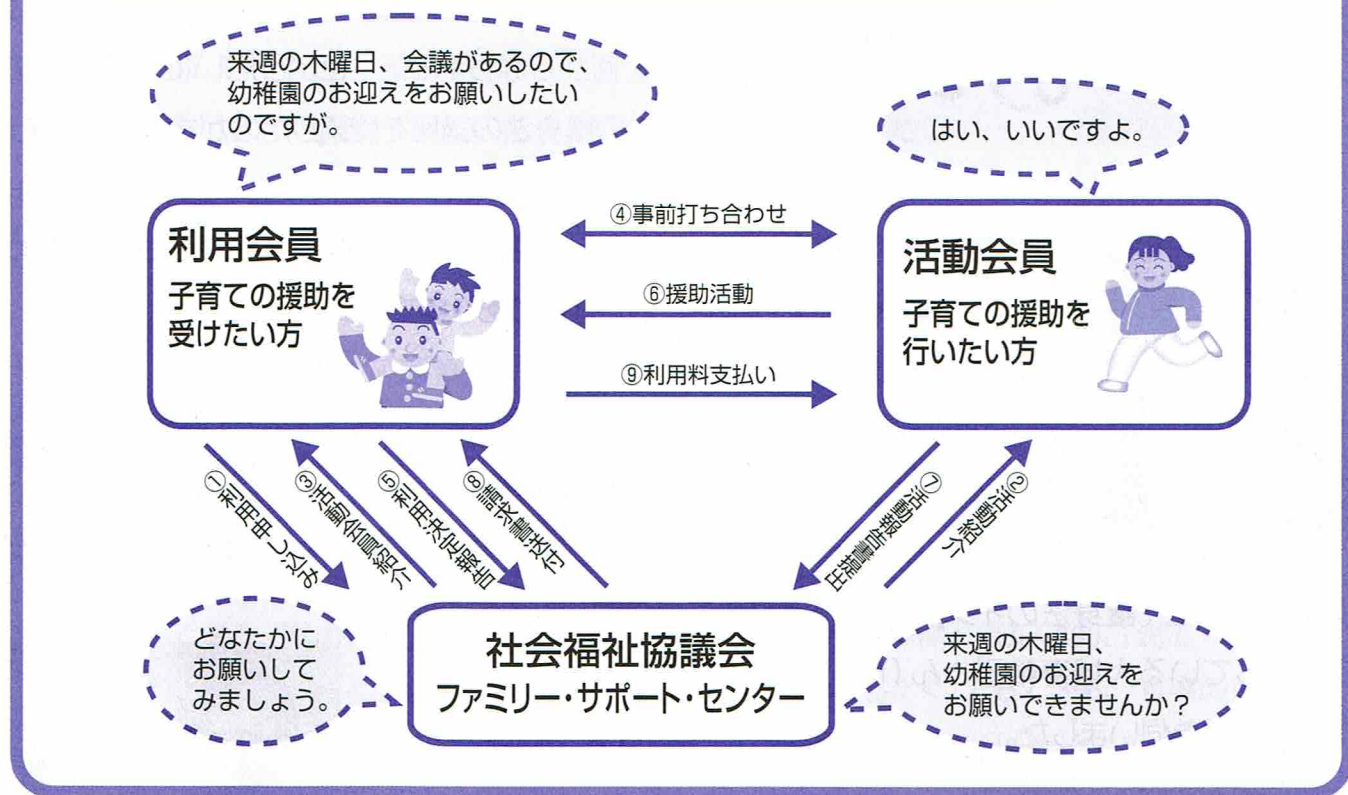
●費用

年会費500円と利用料1時間あたり900円～1100円(時間帯による)です。利用料は、センターからの請求書に基づき、利用会員から活動会員へ直接支払います。

●会員になるには

ファミリー・サポート・センターの趣旨に賛同される市内在住の方なら、性別・資格にかかわらず、どなたでも会員になれます。(活動会員は20歳以上の方)

ファミリー・サポート・センターのしくみの図



ファミリーサポートセンターについての問い合わせ・申し込みは
 社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会 稲城市ファミリー・サポート・センター ☎042-378-5551

TOKYOはたらくネットに

『仕事と家庭の両立を 応援するページ』開設!!

東京の“はたらく”を応援する東京都（産業労働局労働部）のホームページに、「仕事と家庭の両立を応援するページ」を開設しています。

このページには、女性が能力発揮できる職場づくりや、仕事と家庭を両立させて働くことのできる職場づくりに取り組む企業を紹介する「男女平等推進・両立支援企業データベース」や、働きながら育児や介護等を行っている方のための情報サイトを紹介する「両立支援リンク集」を設けています。

今すぐアクセスしてみたいですか。

<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/> 《男女平等・両立支援》をクリック!!

いなぎの女ひと



大城寿輪子さん

女性のための護身法プログラムを都内中心に全国的に広く普及活動をしているNPO法人(非営利活動団体)「フェアウインド」

(<http://www.f-wind.com>)

で、護身法のインストラクターとして活躍している大城寿輪子さん(市内在住)に本日はお話を伺いました。

Q: 護身法と聞きますと「合気道」などを想像してしまいましたが、大城さんがインストラクターをしている「女性のための護身法」とはどのようなものですか?

大城さん: 1970年代アメリカの女性武道家が暴行されたことをきっかけに、同僚の男性武道家が一般女性でも、自分の身を守る方法はないものか、と考案したのが、現在アメリカでインパクトと呼ばれているプログラムです。武道・武術を全く習ったことのない女性でも、教わったその日から実践できるのが特徴です。少しのコツさえ覚えてしまえば、大抵のことから自分の身を守ることができます。自転車の乗り方と同じで、一度覚えると長い間使わなくても体が反応しますので、いざというとき、頭で考えなくても反射的に体が動きます。

Q: 大城さんが、この護身法に関心をお持ちになったきっかけは、何ですか?

大城さん: 物騒な事件が続き、娘を持つ親として何かしなければ…という思いでいるときにこの護身法の講座を受講したのがきっかけです。

Q: この護身法を始めてから得たものや変わったことはありますか?

大城さん: 護身法を女性に広めていきたい、という同じ目標をもつ仲間ができたこと。常に危機意識を持ち、シミュレーションをしながら生活するようになり、危険に対する勘が働くようになりました。



練習の様子▶

Q: 普段から練習や訓練などされているのですか?市内でも活動されているそうですが。

大城さん: 月に1回、インストラクターが集まり、情報交換と実技練習といった勉強会のようなものをしています。

Q: おもしろいエピソードや苦勞していることなどありますか?

大城さん: 現在、日本には男性インストラクターが1人しかおらず(女性は4人)、その養成を急いでいるところですが、日本人男性でインストラクターになろうという人はなかなかいません。人材探しが一番苦勞しているところです。

Q：それでは最後にひとことお願いします。

大城さん：新聞やテレビで女性が被害にあったというニュースを見聞きするたび、護身法を知っていれば、もしかしたら命は助かったかもしれないと思うと、やりきれない気持ちでいっぱいです。

最近では、市内小学校PTAの研修会で護身術のインストラクターをされたそうです。仕事、子育て、そして護身術のインストラクターとして大活躍の大城さん、お忙しいところありがとうございました。

内閣府「男女共同参画に関する世論調査」14年7月実施

「夫は外、妻は家」あなたは賛成？ 反対？

夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるか聞いたところ、「反対」とする人の割合が47%となり、調査開始以来、初めて「賛成」と「反対」とする人が同じ比率になりました。

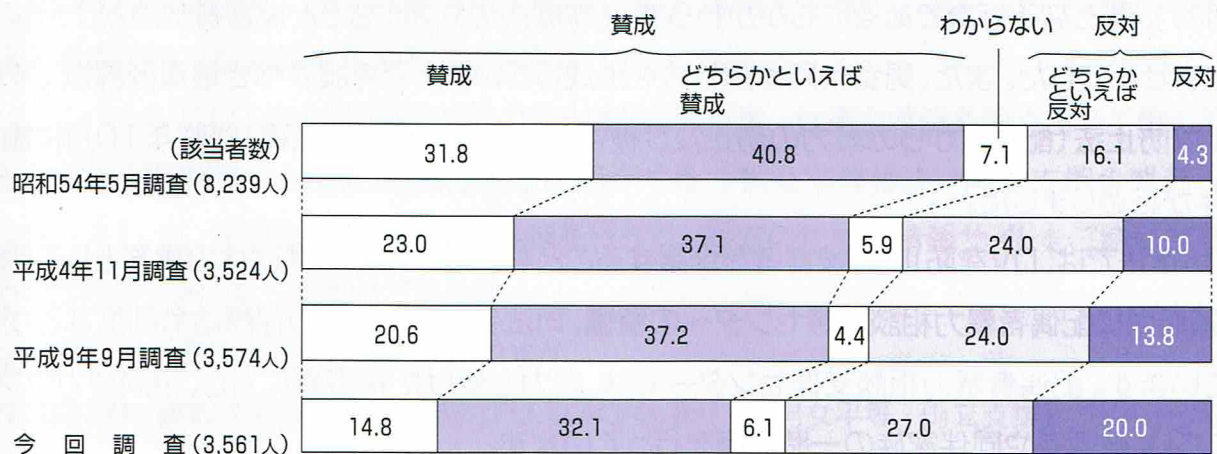
平成9年9月の調査結果と比較して見ると、「賛成」(57.8%→46.9%)とする人の割合が低下し、「反対」(37.8%→47.0%)とする人の割合が上昇しています。

一方、家庭における家事分担について、主に誰が分担しているか聞いたところ、「妻」と答えた

人の割合が、「掃除」で82.4%、「洗濯」で88.1%、「食事のしたく」で87.3%、「食事の後かたづけ、食器洗い」で80.9%となり、夫の家事分担は、前回調査とくらべ微増であることがわかりました。

この調査から、男女の役割に関する国民意識の変化に生活実態が追いついてないことが明らかになりました。みなさんのご家庭ではいかがでしょうか。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



●ストップ・ザ・ドメスティック・バイオレンス(DV)!!

それは、許されない 社会全体の問題です。

DVとは?

夫婦間や親密な関係にある男女間の暴力のことです。

配偶者や恋人など親しい関係にある者から反復的に相手を支配しコントロールしようという意図をもって振るわれる暴力です。

主に男性から女性に暴力が振るわれているのが現状です。



女性に対する暴力根絶に向けた、
シンボルマーク

DVが起こる背景は?

これまでの長い歴史の中で、男性は「力強くたくましく、主人として一家の家計を支える役割」、女性は「優しく、家庭を守り、夫を支えることが当然の役割」といった性別役割分業が一般化しました。このことが家庭の中で支配・被支配の関係となり、夫が、暴力により安易に妻を支配・コントロールしようとする背景となっているといわれています。

DV防止法 — 施行から一年経って—

DVは、犯罪となる行為であるにもかかわらず、「家庭内の問題」などと被害者救済が十分に行われてきませんでした。また、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき最重要課題であるとして、DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)が昨年10月に施行され、1年が経過しました。

DV防止法では、DVを防止し、被害者を保護することを国及び地方公共団体の責務として明確にし、都道府県に配偶者暴力相談支援センターの整備、司法手続きとしての保護命令制度などが規定されています。配偶者暴力相談支援センターでは、暴力を受けた被害者に対し、相談やカウンセリングに応じ、被害者や同伴家族の一時保護を行っています。

都内保護命令件数(平成13年10月から14年9月末まで) 51件(接近禁止命令及び退去命令25件、接近禁止命令のみ26件)

配偶者暴力相談支援センター

(東京ウィメンズプラザ・東京都女性相談センター)での相談件数推移

●ウィメンズプラザ

	13年度上半期 (DV防止法施行前)	14年度上半期 (DV防止法施行後)	前年比
相談総件数	4,673件	8,174件	175.0%
うちDV	313件	1,543件	493.0%
構成比	6.7%	18.9%	

●女性相談センター

	13年度上半期 (DV防止法施行前)	14年度上半期 (DV防止法施行後)	前年比
相談総件数	9,218件	10,683件	115.9%
うちDV	1,027件	1,849件	180.0%
構成比	11.7%	17.3%	

DVでの一時保護件数の推移(東京都女性相談センター)

13年度上半期(DV防止法施行前)
171件



14年度上半期(DV防止法施行後)
249件

DV被害から抜け出すには?

DV被害者の多くは、常に相手の暴力を恐れ、不安、緊張、屈辱感、時には罪悪感、自責感、無力感、絶望感を持つようになるといわれます。そして、逃げた後の経済的不安や「仕返ししてやる」などの脅しの言葉に追い詰められ、**逃げたくても、逃げられないことが多いのです**。また、「家庭の問題だから……」と相談しなかったり、親や身近な人に相談しても信じてもらえなかったり、「子どものために我慢しなさい」などと我慢を強いられ事態を深刻化させてしまうこともあります。**暴力を受けている女性に必要なことは、勇気を出して第三者や公的機関などに助けを求めることです**

●女性相談窓口

相 談	期 日	時 間	電話番号
いなぎ女性の悩み相談(電話・面接相談)※前日までに予約	第1・3水曜日	10時～午後4時	378-2111
東京ウィメンズプラザ	毎日(年末年始を除く)	9時～午後9時	03-5467-2455
東京都女性相談センター	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く)	9時～午後8時	03-5261-3110
東京都女性相談センター立川出張所		9時～午後4時	042-522-4232
警視庁生活相談安全センター		8時30分～ 午後5時15分	03-3581-4321
犯罪被害者ホットライン(警視庁)			03-3597-7830
緊急時の相談(お子さんがいっしょでも、身ひとつでも、連絡を)			
警察(事件発生時)	年 間	24時間体制	110
東京都女性相談センター			03-5261-3911

おすすめ図書のご紹介

市内の図書館で借りられます。
問い合わせ 市立図書館 ☎377-2123

「女性学・男性学 —ジェンダー論入門—」

伊藤公雄・樹村みのり・國信潤子／著 有斐閣

男性をめぐる問題や、セクシャル・マイノリティ、グローバリゼーションなど、これまであまり扱われなかった課題も取り上げたジェンダーの入門書。マンガ、コラム、エクササイズなど、読みやすいように工夫された構成になっています。



「百年の恋」 篠田節子著 朝日新聞社

シナリオライターの真一は、利香子に一目惚れ。利香子は、東大卒、美人、上場企業の管理職だ。トントン拍子に結婚、第一子誕生。利香子は育休中に起きた会社の事故で、突然職場復帰、以後、^{くじけ}忸怩たるものを感じながら、家事・育児・仕事をこなす真一だったが…。



「リプロダクティブ・ライツ 世界の法と政策」

リプロダクティブ法と政策センター編 明石書房

リプロダクティブ・ライツ(すべての人間が健康で自由な性と生殖を営む権利)の状況を概観する。家族計画政策・避妊法・妊娠中絶・性感染症などについて各国政府が取る法と政策の展開を調べる。



それいゆ Vol.14

平成14年11月15日 発行

編集発行／稲城市企画部協働推進課女性青少年係

稲城市東長沼2111

TEL 042-378-2111

誌名の『それいゆ』は、雑誌「青鞥」の創刊の辞として有名な「元祖、女性は太陽であった」の太陽の意味です。やさしい響きのフランス語をひらがなに置き換えました。市民からの公募で命名された愛称です。